

総務大臣は、放送法違反を理由に電波法の権限を行使できるのか

畠山 武道

最近、寝たふりをしているが、テレビ報道に対する一時期の政権の姿勢は露骨なものであった。一部のテレビ報道の内容が「政治的に公平でない」という理由で、総務大臣が強力な行政指導や運用停止（電波停止）等を命

じることもありうるというのである。しかしこの法解釈は、どう考えてもおかしい。政府の強硬姿勢については、憲法、放送法研究者を中心に批判があいついたが、『世界』二〇一六年五月号など参照、「行政法」の観点から政府の法解釈に疑問を呈したものはないようである。そこでやや時期を逸した感もあるが、私見をのべたいと思う。

ところでテレビ局の開設や業務に適用される法律として、放送法と電波法がある。いずれも一九五〇年に制定されたものである。放送法は「放送の健全な発達を図ることを、電波法は「電波の公平且つ能率的な利用を確保すること」を目的としている（放送法一条、電波法一条）。両者の目的は本来別のものであるが、放送は電波を使用しておこなうものであるから、両者の規制が一部重複するところもある。さらにややこしいのは、民放テレビ局などは「特定地上基幹放送事業者」とよ

ばれ、参入や退出については電波法の規制をうけるが（電波法六条、七条二項四号、二二条）、放送内容（番組規律という）については放送法の規制をうけることである（放送法三条〜四條、九一條以下）。

しかし、二つの法律は別個のものであるから、両者の関係（棲み分け）を明確に定める必要がある。もつとも分かりやすい例は電波法七五一条一項である。同項前段は、免許人が電波法五一条一項等により免許を受けることができない者となったとき、同項後段は、「認定基幹放送事業者」（民放テレビ局はこれに当たらない）の認定が効力を失ったときは、それぞれ総務大臣が、無線局の免許を取り消すと定める。注目してほしいのは後段である。この場合、総務大臣はまず放送法一〇三条によつて認定を取り消し、認定の効力を失わせただ後で電波法によつて無線局の免許を取り消すのであり、認定取消しという処分をとばして、いきなり無線局の免許を取り消すことはできない（ただし、両者の処分が時間的に同時になされることはありうる）。これを行政法学では、認定（処分）の公定力という。ところが、現在争点となつている電波法

七六一条一項は、（七五条のような）処分の要件や放送法との関係にまつたくふれずに、いきなり「総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法……に違反したときは」、無線局の運用停止などを命じることができると定める。しかし、このような漠然とした定め方では、総務大臣が無線局免許人の電波法、放送法上の細かなミスや技術的な違反をとらえて自由に電波停止を命ずることができるようになる。このような規定はあまりに概括的、抽象的で法治主義に反し、さらに放送による表現の自由を憲法が保障していることから、憲法違反（違憲）ということが可能である。

また、電波法七五条にならうと、「放送法に違反した」と断じると断じるとは、放送法上の手続に則つた判断（処分や警告）が必要である。しかし、すでに多くの人が論じているように、放送番組が「政治的に公平であること」を唱つた放送法四條に関して、総務大臣の関与を認めた規定はどこにもない（政府は放送法一七四條をあげるが、同条はカッコ書きで、「特定地上基幹放送事業者を除く」と明記している。また、法律に根拠のない行政指導（警告、勧告）には違法性を確定させる効果がない）。そうすると、政府の法解釈は、総務大臣が放送法では違法と認定できない行為を、電波法によつて違法と断じることができるという誤りをおかすものである。さらにいうと、電波法七六条のような粗雑で強権的な規定は時代遅れであり、直ちに廃止されるべきである。

へはたけやま たけみち・北海道大学名誉教授